



日々の活動
発信中!

地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)
https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshi/



収穫へ向けてより丁寧に

さすがにしっかり
と3食が寮母
さんによって
用意され、部
屋は個室と勉
強に集中で
きる環境が

整っています。毎日が新しい発見の連続で、日々成長する作物を見るのを楽しみに過しています。
栽培品目は町で栽培可能なものの中から、メロン・ホウレンソウ・トウモロコシ・大根を育てています。中でもメロンは摩周メロンの赤肉品種である摩周レッド、青肉のオトメの折り、同時期に道内で一番作付されているルピアレッドという品種を比較用として栽培しています。研修前から「メロンはたいへんだよ」といろいろな方から言われていました。いま正にその言葉を痛感しています。栽培を始めた当初は、管理する株数も少ないし、規格内の果実を少しでも多く収穫してやろうと野心を抱いていましたが、低温や長雨により生育が遅れ、栽培管理もなかなか進めることができず：今は少しでも規格内品が出てほしいと願うばかり。今は失敗が許されるこの時期にしかできないことをしっかりと経験し、来年以降に繋げられればと考えています。もちろん収穫までまだ1カ月ほどありますので、いい形で終わられるよう最大限努力したいと思っています。
昨年までと180度違う生活に戸惑いや不安もありますが、新しいことにチャレンジできる喜びや期待を胸に、6月に引っ越してきた家族のためにも残り3カ月の研修生活を楽しくしながら頑張りたいと思います。



協力隊通信
大森 慎一郎さん

農業の極意を学ぶ日々
未来のために今できること

地域おこし協力隊の大森慎一郎です。町の特産品である摩周メロンの生産技術継承を目指しています。3月まで東京でサラリーマンをしていた農業初心者のため、4月から、滝川市にある「花・野菜技術センター」で半年間の農業研修中です。協力隊でありながら町に住むことができない歯がゆさを感じつつも、未来のために今できることを一杯やろうと奮闘中です。

研修施設での生活は、月曜日から金曜日までの9時から17時までで、畑やハウスでの栽培実習や、各種野菜から営農に向けてのノウハウまで、幅広い内容の講義も組み込まれていて、半年間で農業の基礎を学べるようになっていきます。道内の有名生産地などへの視察研修や農業に関連する企業、農業改良普及員の方々の短期研修受け入れなど、町にいるだけでは得ることができない知識や人脈を得ることもできます。ただし、短期研修の度に歓迎会と送別会が開催されるので肝臓にはやや負担が。笑。食事は平日のみです。

ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童 ②父(母)が死亡した児童 ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童 ④父(母)の生死が明らかでない児童 ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



手当の金額(月額)

- ▶児童1人の場合
 - 全額支給/42,500円・一部支給/42,490~10,030円
- ▶児童2人以上の加算額
 - 2人目 全額支給/10,040円・一部支給/10,030~5,020円
 - 3人目以降一人につき 全額支給/6,020円・一部支給/6,010~3,010円

- ▶1級該当児童1人につき51,700円
- ▶2級該当児童1人につき34,430円

手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。
※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額	所得額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額		受給者	配偶者および養育者
	万円		万円	万円	
0人	19	192	236	0人	459.6
1人	57	230	274	1人	497.6
2人	95	268	312	2人	535.6
3人	133	306	350	3人	573.6
4人	171	344	388	4人	611.6
5人	209	382	426	5人	649.6

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(水)~31日(金)の間に現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は8月13日(月)~9月11日(火)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

※児童扶養手当受給者の方へ
次に該当する方は、現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届」を提出してください。該当する方には郵便で個別に案内しています。提出がない場合は手当の一部、または全部が停止される場合があります。
①支給開始月から5年を経過する予定の方
②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方
③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月から数えて5年を経過する予定の方
④既に①~③の期間を経過した方
※①~③は2018年8月から2019年7月に期間を経過する方が対象です。

ご利用ください 空き家バンク・人財バンク

町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」について紹介しています。

7月12日現在「空き家バンク」で募集している物件は9件。今月は「登録番号27番物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録8人と団体登録8団体ですが、今月は団体登録番号6の「弟子屈RC(テシカガレーシングクラブ)」を紹介します。

詳細は、町公式ウェブサイトでご確認ください。

▶空き家バンクホームページ

http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/20akiya/bukken.html

▶人財バンクホームページ

http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/35jinzai/index.html

空き家バンク



人財バンク



- ▶場所/高栄3丁目441番1・16
- ▶建物/木造2階建て6LDK
- ▶建築年/1979(昭和54)年
- ▶価格/300万円

空き家バンク
登録番号27



人財バンク
団体登録番号6

- ▶氏名/弟子屈RC(テシカガレーシングクラブ)
- ▶分野/学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成
- ▶PR/道具を使わず体を鍛えることができる陸上競技は、全てのスポーツの基礎となる「走る」「飛ぶ」「投げる」が凝縮されています。スポーツマンシップを身に付けることも大切にしています。お気軽に体験・見学にお越しください。



問い合わせ先/ 空き家バンク/役場まちづくり政策課広報統計係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)
人財バンク/教育委員会社会教育課社会教育係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 8 (課直通)

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)
特別児童扶養手当について/役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)